

福岡県公報

令和6年6月14日
第504号

目次

告示(第357号-第359号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○令和6年度クリーニング師試験の実施について	(生活衛生課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○令和6年度製菓衛生師試験の実施について	(生活衛生課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更	(住宅計画課)	18
再 掲		
○特定水産資源の採捕の停止	(水産振興課)	18

告 示

福岡県告示第357号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
那珂川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
運転者管理業務用認証システム等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し)

- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
 - カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
 - キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
 - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)
 - ケ 営業概要表(様式第5号)
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
 - サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
 - シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
 - ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
 - セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
 - ツ 返信用封筒(434円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年7月3日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名
運転者管理業務用認証システム等賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和6年12月1日から令和11年11月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年7月24日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	AA, A
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年6月14日（金曜日）から令和6年7月10日（水曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年7月24日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和6年7月25日（木曜日）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for Driver Management Business Authentication System
- (2) Time Limit of Tender
5 :45 P. M. July 24, 2024
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約事項の名称
令和6年度コピー用紙単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月20日
- 4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額

(1)	本庁地区	株式会社セラビ福岡支店	福岡市博多区豊一丁目4番30号	48,672,800円
(2)	福岡（北）地区	株式会社セラビ福岡支店	福岡市博多区豊一丁目4番30号	37,329,600円
(3)	福岡（南）地区	株式会社セラビ福岡支店	福岡県福岡市博多区豊一丁目4番30号	45,986,600円
(4)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	33,062,920円
(5)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	13,998,160円
(6)	筑豊地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	28,243,820円
(7)	筑後（北）地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	27,577,000円
(8)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	23,810,820円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和6年4月2日

公告

令和6年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこ

これらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和6年9月2日 (月曜日)	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13 番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階 803号会議室
	午後2時40分～ 午後2時50分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県の保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

なお、受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和6年7月3日（水曜日）から同月19日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和6年7月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、令和6年9月24日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便による受験願書用紙の送付を希望する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封のうえ、令和6年7月10日（水曜日）（必着）までに、生活衛生課に請求すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字西内畑459番4及び459番23から459番26まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区天神三丁目7番9号サヴォイ天神クォーター1階
株式会社福岡不動産販売
代表取締役 小田 絃輔

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和6年4月5日小郡市告示第105号）

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
---------	-----------	------------	--------	-------

介護福祉施設サービス	4079400901	特別養護老人ホーム いなほ 田川郡福智町伊方4138	社会福祉法人 政芳会	令和6年 6月1日
------------	------------	-------------------------------	---------------	--------------

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和6年5月23日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
T I S株式会社 九州支社
 - 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
57,068,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

令和6年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所

令和6年9月5日 (木曜日)	午後1時00分から午後3時00分まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
-------------------	--	--	--

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

- ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（※）の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。
- （ア） 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部
- （イ） 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
- （ウ） 履歴書 1部
- （エ） 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出願前6月以内に発行されたもの。住民票の写しにあっては、本籍地又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。） 1部
- （オ） 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県保健福祉（環境）事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

なお、受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、令和6年7月3日（水曜日）から令和6年7月19日（金曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和6年7月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和6年10月1日（火曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、令和6年9月5日（木曜日）に試験の実施が困難となったときは、前日までに県ホームページに試験中止の掲載を行う。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス古賀舞の里店

(2) 所在地 古賀市舞の里三丁目19番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)ダイレックス新志免店 糟屋郡志免町南里七丁目521番1 外	ダイレックス志免店 糟屋郡志免町南里七丁目521番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)直方市感田商業施設
- (2) 所在地 直方市大字感田1762番1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 八女市稲富183番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外1者	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス東福岡店

(2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
--	---

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス三瀬店

(2) 所在地 久留米市三瀬町玉満字佐賀利2372番1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
--	---

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年5月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 夜須ショッピングセンター
 - (2) 所在地 朝倉郡筑前町篠隈字近牟田327番1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年5月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ダイレックス柳川南店
 - (2) 所在地 柳川市三橋町江曲173番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス春日店
(2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス筑紫野店
(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス小郡店
(2) 所在地 小郡市小郡中尾694-1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年5月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ダイレックス篠栗店
(2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
--	---

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年5月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ダイレックス八女店
(2) 所在地 八女市大字本町字唐人町北裏297 外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス田主丸店

(2) 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス朝倉店

(2) 所在地 朝倉市須川2511番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原文文久2018番1から2018番3まで、2019番1から2019番3まで、2020番1、2020番2、2021番、2030番1、2030番2、2031番1、2031番2、2032

番1及び2032番2並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町新浜町1番地34

株式会社ヘッズ・ホールディングス

代表取締役 本田 巧

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年6月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
株式会社ホームアシスト福岡	支援法人の住所	久留米市津福本町636-1-405号	久留米市花畑3-2-1-801号	令和6年6月1日
	支援業務を行う事務所の所在地	久留米市津福本町636-1-405号	久留米市花畑3-2-1-801号	令和6年6月1日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第346号の2

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年福岡県規則第66号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）別紙1-4に規定するくろまぐる（大型魚）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を

超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。